

鳥取県告示第723号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年10月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八頭郡八頭町	平成22年度及び平成23年度	八頭町（佐崎の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町佐崎の一部	平成24年10月26日
〃	〃	八頭町（西谷の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町西谷の一部	〃
鳥取市	〃	鳥取市（鹿野町岡木の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市鹿野町岡木の一部	〃
〃	〃	鳥取市（気高町土居の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市気高町土居の一部	〃
東伯郡琴浦町	平成14年度から平成24年度まで	琴浦町（大字野井倉、大字中津原、大字三本杉、大字別宮及び大字古長の各一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字野井倉、大字中津原、大字三本杉、大字別宮及び大字古長の各一部	〃
八頭郡智頭町	平成21年度から平成23年度まで	智頭町（大字大背の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字大背の一部	〃